

茨城県歯科医師国民健康保険組合規約

(昭和 34 年 1 月 1 日施行)

改 正	昭和 37 年 10 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	昭和 39 年 11 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	昭和 40 年 4 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日
	昭和 41 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	昭和 42 年 7 月 7 日	平成 21 年 10 月 1 日
	昭和 42 年 10 月 1 日	平成 22 年 1 月 1 日
	昭和 43 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	昭和 44 年 6 月 25 日	平成 23 年 4 月 1 日
	昭和 45 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	昭和 46 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	昭和 46 年 10 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 10 月 1 日	平成 27 年 1 月 1 日
	昭和 48 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	昭和 48 年 11 月 1 日	平成 28 年 1 月 1 日
	昭和 49 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	昭和 50 年 7 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 30 年 1 月 1 日
	昭和 52 年 10 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 7 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 16 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 11 月 6 日	令和 4 年 1 月 1 日
	昭和 58 年 2 月 27 日	
	昭和 59 年 4 月 1 日	
	昭和 59 年 7 月 14 日	
	昭和 60 年 4 月 1 日	
	昭和 60 年 7 月 27 日	
	昭和 61 年 4 月 1 日	
	昭和 62 年 4 月 1 日	
	昭和 62 年 7 月 18 日	
	昭和 63 年 4 月 1 日	
	平成 元年 4 月 1 日	
	平成 4 年 4 月 1 日	
	平成 5 年 4 月 1 日	
	平成 6 年 3 月 22 日	
	平成 6 年 10 月 1 日	
	平成 7 年 4 月 1 日	
	平成 7 年 7 月 1 日	
	平成 9 年 3 月 1 日	
	平成 10 年 4 月 1 日	
	平成 10 年 7 月 23 日	
	平成 13 年 4 月 1 日	
	平成 14 年 4 月 1 日	
	平成 14 年 10 月 1 日	
	平成 15 年 4 月 1 日	
	平成 16 年 4 月 1 日	
	平成 17 年 4 月 1 日	
	平成 18 年 4 月 1 日	
	平成 18 年 10 月 1 日	

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この組合は、茨城県歯科医師国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 組合の事務所は、茨城県水戸市見和二丁目 292 番地、茨城県歯科医師会館内に置く。

(地区)

第 4 条 組合は、茨城県の地域をその地区とする。

(公告の方法)

第 5 条 組合の公告は、茨城県歯科医師会の茨歯会報又は組合の掲示場に掲示する。

第 2 章 組合員及び被保険者

(組合員の範囲)

第 6 条 組合員は、歯科医業等に従事する者（判定基準は別途、「歯科医業又は歯科業務に従事する者の資格基準規程」に定める）で、第 4 条の地区内に住所又は診療所を有する茨城県歯科医師会の会員及びその医療機関で医業に従事する従業員とする。

2 前項の歯科医師を第 1 種組合員とし、従業員を第 2 種組合員とする。

第 7 条 組合は組合員及び組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし法第 6 条各号に掲げる者、退職者医療制度該当者は除く。

(加入の申込)

第 8 条 組合に加入しようとする者は、氏名・住所・性別・生年月日・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という）・職業・使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項（健康保険法（大正 11 年法律第 70 条号）第 3 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名・性別・生年月日・個人番号・職業・使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する記載した書面を以て、又外国籍の者にあつては外国人登録済証明書を添付し、その旨を組合に申込まなければならない。但し、第 1 種組合員の加入・脱退・変更届は支部（茨城県歯科医師会が承認した県下 10 地区の歯科医師会）代表者の副申を必要とする。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第8条の2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退の届出)

第8条の3 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、事由発生後2週間以内に内容を記載した書面を以て、その旨を組合に届けなければならない。

(変更の届出)

第8条の4 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面を以て、その旨を組合に届けなければならない。

(除名)

第9条 次の各号の1に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

- (1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- (2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし又は加入の申込みにあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

2 組合は、除名した組合員には、その旨通知しなければならない。前項の通知を受けた組合員は、通知を受けた日から3週間以内に異議の申出をすることができる。

(資格の喪失)

第10条 組合員が死亡、転出等により被保険者の資格を喪失するときは、その世帯員、第2種組合員も資格を失うものとする。

2 第2種組合員が資格を喪失するときは、その世帯員も資格を失うものとする。

第3章 保険給付

(一部負担金等)

第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2

- (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号) 第 27 条の 2 第 2 項に規定する者に限る。) について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 3

(出産育児一時金)

第 12 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として 408,000 円 を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 253 号) 第 36 条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、これに 12,000 円 を上限として加算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬祭費)

第 13 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給する。

- 2 葬祭費の額は、第 1 種組合員は 20 万円、第 2 種組合員は 10 万円、第 1 種組合員の世帯に属する被保険者は 10 万円、第 2 種組合員に属する被保険者は 5 万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者広域連合が行うこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病手当金)

第 14 条 組合は、被保険者である組合員が療養のため 5 日以上入院したときは、理事会の議を経て、次の各号により傷病手当金を支給する。

(1) 第 1 種組合員 6,000 円(日額)

(2) 第 2 種組合員

勤務歯科医師 4,000 円(日額)

その他 3,000 円(日額)

- 2 傷病手当金の支給期間は、入院日から起算して 90 日をもって限度とする。

但し、傷病手当金の支給が 90 日に満たず退院し、5 日以上再入院した場合は、前支給期間を通算し、90 日の範囲内で支給する。

- 3 傷病手当金を 90 日支給した組合員には、支給を受けた最後の日の翌日から 1 年以内の入院について、傷病手当金は支給しない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る特別傷病手当金)

第 14 条の 2 組合は、給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベ

ータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る特別傷病手当金（以下「特別傷病手当金」という。）を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別傷病手当金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 保健事業

（保健事業）

第15条 組合は、組合員および組合員の世帯に属する被保険者（この章において以下「被保険者等」という。）の健康保持増進のため、次に掲げる事業をする。

- (1) 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査
- (2) 40歳以上の被保険者に対する特定保健指導
- (3) 健康教育
- (4) 健康相談
- (5) 健康診査（第1号に掲げるものを除く。）
- (6) 生活習慣病・その他の疾病の予防
- (7) 健康づくり運動
- (8) 栄養改善
- (9) 母子保健
- (10) 健康家庭の表彰
- (11) レクリエーション
- (12) その他被保険者等の健康維持増進のために必要な事業

2 組合は、被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 療養のために必要な用具の貸付け
- (2) その他被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第16条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 保険料

（保険料の賦課額）

第17条 組合員は、保険料として、次の区分による額（別表1）の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- (1) 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定によ

る納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した医療給付費分保険料

(2) 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金分保険料

(3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金分保険料

(4) 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者組合員分保険料

（賦課期日）

第18条 保険料の賦課期日は、毎年4月1日とする。

（納期）

第19条 保険料は、年間賦課額の12分の1ずつ毎月末日までに納付しなければならない。

（保険料の変更）

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第9条2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者が増加し若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から月割をもって算定した第17条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者が減少した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し又は減少があった日が月の初日であるときに限りその前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第17条の額とする。

（納入告知）

第21条 保険料の額が決定したときは、理事長は速やかに、これを組合員に通知しなければならない。

（督促手数料）

第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(延滞金)

第 23 条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上であるときは、当該金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。但し、次に掲げる場合は、延滞金は徴収しない。

- 1) 督促状の指定期日までに、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 3) その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

(保険料納付期限の延長)

第 24 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、3 箇月以内の期限に限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその試算について、災害・風水害・落雷・火災・若しくはこれに類する災害を受け又は資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者が業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第 25 条 理事長は、災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者のうち、必要があると認められる者に対し保険料を減免することができる。

第 26 条 この章の定めるもののほか、保険料に関して必要な事項は別に定める。

第 6 章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第 27 条 組合会議員の定数は、36 名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第 27 条の 2 組合会議員は、各選挙区に於いて選挙する。

- (1) 茨城県歯科医師会が承認した県下 10 地区の歯科医師会の区域をもって選挙区とする。
- (2) 選挙区から選挙すべき議員の数は「別表 2」による。
- (3) 選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第 28 条 組合会議員の任期は、選挙の日の属する年の 8 月 1 日から起算して 2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第29条 組合会は、法律第27条に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 特別積立金の繰替使用
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- (3) 別途積立金の設定及び使用

(組合会の議題)

第29条の2 組合会に出席することのできない組合会議員は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により組合会の議決に加わることができる。

2 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる組合会議員は、出席したものとみなす。

(組合会の種類)

第30条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集)

第31条 通常組合会は、毎年2月または3月中、及び7月中の2回、理事会の議決により招集しなければならない。

2 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第32条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容・日時・場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第33条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項について議決することができる。ただし、第29条第1項に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長・副議長)

第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後の最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期とする。

(組合会の議事録)

第35条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の定数)

第36条 理事の定数は7名とする。

2 監事の定数は2名とする。

(理事長)

第 37 条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第 38 条 理事のうち 1 名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(常務理事)

第 39 条 理事のうち 2 名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときはその職務を代行する。

(法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事)

第 39 条の 2 理事のうち 1 名を法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守 (コンプライアンス) に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第 40 条 理事及び監事の任期は、選挙の日の属する年の 8 月 1 日から起算して 2 年とする。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでなお従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第 41 条 理事及び監事は、法第 23 条第 3 項の規定に基づいて選任するものとする。

2 理事及び監事の選任の方法は、組合会の議を経て別に定める。

3 理事又は監事のうち、定数の 3 分の 1 をこえる者が欠けたときは、3 箇月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第 42 条 理事は法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認をうけた場合にかぎり組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の議決により、禁止されないときにかぎり特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第 43 条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第 44 条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第45条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第46条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署を以て解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときはこの限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求にかかる役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(顧問)

第47条 組合に顧問を置くことができる。

2 顧問は、組合会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、組合会の諸会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問の任期は、その委嘱した理事長の在任期間とする。

(職員)

第48条 この組合に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務長 1名

(2) 事務次長 1名

(3) 課長 若干名

(4) 係長 若干名

(5) 書記 若干名

2 第1項に規定する以外、必要に応じて特別職として下記の職員を置くことができる
事務参与 1名

3 事務参与及び事務長は理事会の同意を得て理事長が任免する。

4 事務参与は、理事長の指揮監督を受けて、事務長を補佐し助言を行う。

5 事務長は、職員を統括し理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

6 職員は、理事長が任免する。

7 職員は、事務長の事務を補佐する。

8 職員の給与は、理事長が決める。

第8章 理 事 会

(理事会の招集)

第 49 条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、会日 1 週間前までに、会議の目的たる事項及び内容・日時・場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(理事会の決定事項)

第 50 条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- (2) 組合業務運営の具体的方針の決定
- (3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (4) その他の規約に定める事項

(理事会の議題)

第 51 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 52 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事 2 名が署名しなければならない。

第 9 章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第 53 条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えておかなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第 54 条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金その他の収入

(特別会計)

第 55 条 この組合は、組合会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(役職員退職死亡給与準備金)

第 56 条 この組合は、役職員退職死亡給与準備金を積立てる。

2 役職員死亡給与準備金に必要な事項は、別にこれを定める。

(施設積立金)

第 57 条 この組合は、組合会の議決を経て、保健施設のための施設積立金を設けることができる。

(別途積立金)

第 57 条の 2 この組合は、組合財政の安定をはかるため、組合会の議決を経て別途積立金を設けることができる。

(財産の管理)

第 58 条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 有価証券は、別に定める確実な金融期間に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定められた方法による。

(2) 積立金は、別に定める金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定められた方法による。

(3) 現金は、別に定める金融機関に預け入れる。

(4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定められた方法によらなければならない。

(決算関係書類の提出・備付及び閲覧)

第 59 条 理事は、組合会の会日の 1 週間前までに、事業報告書、財産目録及び収入支出の決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかななければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第 1 項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第 60 条 組合員は、総組合員の 3 分の 1 以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第 10 章 支 部

(支部)

第 61 条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第 11 章 雑 則

(規則及び規程)

第 62 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第 12 章 罰 則

(罰則)

第 63 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合においては、その者に対し、10 万円以下の過怠金を科する。

第 64 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第 113 条の規定により文書、その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過怠金を科する。

第 65 条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第 66 条 前 3 条の過怠金の額は、情状により理事会が定める。

第 67 条 第 63 条から第 65 条までの過怠金を徴収する場合において発する納入告知書の指定すべき納付期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

付 則

(施行の日)

1. この規約は昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

(規約の廃止)

2. 茨城県歯科医師国民健康保険組規約(昭和 33 年 10 月 1 日)は廃止する。

(役員等に関する経過規程)

3. この規約施行の際に現に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により選任されたものとみなす。但し、その任期は従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。

(組合員に関する経過規程)

4. この規約施行の際、現に組合員であった者はこの規定により加入した者とみなす。

(延滞金の割合の特例)

5. 第 23 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない時は、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

付 則

この規約は昭和 37 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 39 年 11 月 1 日より施行し、昭和 39 年 10 月 1 日より適用する。

付 則

この規約は昭和 40 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 41 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 42 年 7 月 7 日より施行し、昭和 42 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この規約は昭和 42 年 10 月 1 日より適用する。

付 則

この規約は昭和 43 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 44 年 6 月 25 日より施行し、昭和 44 年 4 月 1 日より遡及適用する。

付 則

この規約は昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 46 年 10 月 1 日より施行する。

但し第 3 条の規定は、昭和 46 年 9 月 18 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 47 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 48 年 11 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 50 年 7 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 52 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 54 年 7 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

但し第 27 条については、昭和 57 年 3 月 1 日より適用する。

付 則

この規約は昭和 57 年 11 月 6 日より施行する。

但し本規約施行後選任された組合会議員の任期は残任期間とする。

付 則

この規約は昭和 58 年 2 月 27 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 59 年 7 月 14 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 60 年 7 月 27 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。新規約第 63 条の規定は施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則

この規約は昭和 62 年 7 月 18 日より施行し、昭和 62 年 4 月 1 日に遡及適用する。

付 則

この規約は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成元年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成6年3月22日より施行する。

付 則

この規約は平成6年10月1日より施行する。

付 則

この規約は平成7年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成7年7月1日より施行する。

付 則

この規約は平成9年3月1日より施行する。

付 則

この規約は平成10年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成10年7月23日より施行する。

付 則

この規約は平成12年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成13年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成14年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成15年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成17年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成18年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成18年10月1日より施行する。

付 則

この規約は平成19年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成20年4月1日より施行する。

付 則

この規約は平成21年1月1日より施行する。

付 則

この規約は平成21年4月1日より施行する。

付 則

1 この規約による付則第5条の規定については、平成21年10月1日から施行し、第23条及び付則第6項の規定については平成22年1月1日から施行する。

2 この規約による改正後の国民健康保険組合同規約第 23 条及び付則第 6 項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は、納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則

この規約は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

(組合会議員及び役員(理事及び監事)の任期の経過規定)

1. 任期が平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日である組合会議員及び役員(理事及び監事)については、任期を平成 25 年 7 月 31 日まで延長する。

付 則

この規約は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条の 2 から第 14 条の 4 までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

付 則

この規約は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規約の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第 12 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。